

令和8年第3回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第65号	令和7年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について	3
議案第66号	令和7年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第67号	令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第68号	令和7年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第69号	令和7年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7
議案第70号	令和7年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
議案第71号	令和7年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第72号	令和7年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
議案第73号	令和7年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第74号	令和7年度三豊市病院事業会計決算認定について	12
議案第75号	令和7年度三豊市集落排水事業会計決算認定について	13
議案第76号	令和8年度三豊市一般会計補正予算(第2号)	14
議案第77号	令和8年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	15
議案第78号	令和8年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	16
議案第79号	令和8年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	17
議案第80号	令和8年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	18
議案第81号	令和8年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)	19
議案第82号	令和8年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	20
議案第83号	令和8年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	21
議案第84号	令和8年度三豊市集落排水事業会計補正予算(第2号)	22

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第85号	三豊市公私連携保育法人審査委員会設置条例の制定について	23
議案第86号	社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う関係条例の整理について	27
議案第87号	三豊市公告式条例等の一部改正について	30
議案第88号	三豊市印鑑条例の一部改正について	35
議案第89号	三豊市税条例の一部改正について	38
議案第90号	三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	49
議案第91号	三豊市文化会館条例の一部改正について	55
議案第92号	三豊市山本ふれあい公園条例の一部改正について	58

議案第 6 5 号

令和 7 年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 66 号

令和 7 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 7 号

令和 7 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 8 号

令和 7 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 9 号

令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 70 号

令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 1 号

令和 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 2 号

令和 7 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 73 号

令和 7 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 4 号

令和 7 年度三豊市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度三豊市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 75 号

令和 7 年度三豊市集落排水事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度三豊市集落排水事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 76 号

令和 8 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 77 号

令和 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 78 号

令和 8 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 79 号

令和 8 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 80 号

令和 8 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 1 号

令和 8 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 8 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 82 号

令和 8 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 83 号

令和 8 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 4 号

令和8年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第2号）

令和8年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和8年9月3日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 5 号

三豊市公私連携保育法人審査委員会設置条例の制定について

三豊市公私連携保育法人審査委員会設置条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市公私連携保育法人審査委員会設置条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人の候補者の選定その他必要な事項に関する事項について調査審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、三豊市公私連携保育法人審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 公私連携保育法人の候補者の選定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に定める者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長に答申した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(除斥)

第7条 委員は、直接間接を問わず、候補者の選定に係る応募に参加してはならない。

2 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が候補者となるべき法人その他の団体の代表者又は役員であるときは、その議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
就学前教育・保育検討委員	日額 8,000	就学前教育・保育検討委員	日額 8,000

会委員		会委員	
<u>三豊市公私連携保育法人審日額 8,000</u>			
<u>査委員会委員</u>			
略		略	
備考 略		備考 略	

（最初の委員会の招集）

- 3 この条例による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議案第 86 号

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う関係条例の整理について

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成18年三豊市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給の申請) 第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和23年法律第129号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。	(支給の申請) 第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金法</u>(昭和23年法律第129号)による<u>社会保険診療報酬支払基金</u>及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市子ども医療費助成に関する条例（平成18年三豊市条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(助成の方法) 第5条 市長は、前条に定める助成すべき額を、当該助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、助成対象者が保険医療機関等に助成すべき額を支払った場合は、助成対象者の申請に基づいて助成するものとする。 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び<u>支払</u>に関する事務を医	(助成の方法) 第5条 市長は、前条に定める助成すべき額を、当該助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、助成対象者が保険医療機関等に助成すべき額を支払った場合は、助成対象者の申請に基づいて助成するものとする。 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び<u>支払い</u>に関する事務を<u>社</u>

療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和23年法律第129号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給の方法) 第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法</u>(昭和23年法律第129号)による<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。	(支給の方法) 第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金法</u>(昭和23年法律第129号)による<u>社会保険診療報酬支払基金</u>及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

三豊市公告式条例等の一部改正について

三豊市公告式条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市公告式条例等の一部を改正する条例

(三豊市公告式条例の一部改正)

第1条 三豊市公告式条例（平成18年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、<u>市のホームページに設置した揭示場</u>に掲示して行う。<u>ただし、これにより難しい場合は、別表の揭示場に掲示して行うことができる。</u> (規則の公布) <u>第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u> <u>2 前条第2項の規定は、規則の公布について準用する。</u> (規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、<u>公表</u>の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記入しなければならない</u>。 2 略 (その他の規則<u>の公布等</u>) 第5条 <u>第3条</u>の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で<u>公布</u>を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。))について準用する。この場合において、<u>第3条第1項</u>中「<u>市長名</u>」とあるのは、「<u>当該機関名</u>又は当該機関を代表する者<u>の名</u>」と読み替えるものとする。 2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、<u>別表の揭示場</u>に掲示して行う。 (規則に関する準用) <u>第3条 前条の規定は、規則について準用する。</u> (規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、<u>公布又は公表</u>の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記入して、市長印を押さなければならない</u>。 2 略 (その他の規則<u>及び規程の公表</u>) 第5条 <u>第2条</u>の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で<u>公表</u>を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。))について準用する。この場合において、<u>第2条第1項</u>中「<u>市長</u>」とあるのは、「<u>当該機関</u>又は当該機関を代表する者<u></u>」と読み替えるものとする。 2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。)について準用する。この場合において、第4条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

る法律第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。)について準用する。この場合において、第4条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
2 略	2 略
3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を <u>公示の方法</u>	3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
<u>によって行うことができる。</u>	
4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)第2条第2項に規定する方法により行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>	
(代理人)	(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第4項後段</u>)の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 略 (続行期日の指定) 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。 2 略 3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」</u>とあるのは「<u>とき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日</u>の翌日)」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。	第16条 前条第1項の通知を受けた者(<u>同条第3項後段</u>)の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 略 (続行期日の指定) 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。 2 略 3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」</u>とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日</u>の翌日)」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>「<u>同項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」</u>と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。
---	---

(三豊市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市財政事情の作成及び公表に関する条例（平成18年三豊市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(公表方法)</u> 第4条 財政事情の公表は、<u>三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)第2条第2項に規定する方法により行う。</u>	<u>(掲示閲覧)</u> 第4条 財政事情の公表は、<u>文書をもってこれをなし、市長の指定した掲示場にこれを掲示する</u>_____。

(三豊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 三豊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年三豊市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公募) 第2条 市長又は三豊市教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)第2条第2項に規定する <u>方法により行い</u> 、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体等」という。)を公募するものとする。	(公募) 第2条 市長又は三豊市教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)第2条第2項に規定する <u>掲示場へ掲示し</u> 、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体等」という。)を公募するものとする。

(三豊市都市公園条例の一部改正)

第5条 三豊市都市公園条例（平成18年三豊市条例第193号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第11条の2 法第27条第5項の規定による公示は、三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)第2条第2項に規定する <u>方法により</u> 行うものとする。	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第11条の2 法第27条第5項の規定による公示は、三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)第2条第2項に規定する <u>掲示場に掲示して</u> 行うものとする。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

議案第 88 号

三豊市印鑑条例の一部改正について

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例

三豊市印鑑条例（平成18年三豊市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の交付) 第13条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えてしなければならない。ただし、登録者本人が<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている</u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)</u>を添えて行うときは、登録証を添えることを要しない。 2 略 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証(第1項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード、<u>特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)で個人番号カード、<u>特定在</u>	(印鑑登録証明書の交付) 第13条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えてしなければならない。ただし、登録者本人が 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>)をいう。以下同じ。) を添えて行うときは、登録証を添えることを要しない。 2 略 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証(第1項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続した端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)で個人番号カード

留カード、特定特別永住者証明書又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 2 略	又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 2 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

三豊市税条例の一部改正について

三豊市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号)において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規	（寄附金税額控除） 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項)において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規

定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、 合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

6 略

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経路すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで

(1) 所得税法第203号の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

6 略

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定に
より同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定す
る公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用
を受けるものを除く。以下この項において「公
的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得
金額が900万円以下であるものに限る。))の自己
と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2
に規定する退職手当等に限る。以下この項にお
いて同じ。))に係る所得を有する者であつて、合
計所得金額が95万円以下であるものに限る。))を
いう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢
16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退
職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者で
あつて、合計所得金額が85万円以下であるもの
に限る。))を有する者(以下この条において「公
的年金等受給者」という。))で市内に住所を有す
るものは、当該申告書の提出の際に經由すべき
所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等
の支払者(以下この条において「公的年金等支払
者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払
を受ける日の前日までに、施行規則で定めると
ころにより、次に掲げる事項 _____ を記載した
申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、
市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

41

号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有するものに限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者に限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

(4) 略

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出

することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令**第48条の9の8**において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における**第4項**の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が**土地又は家屋**にあっては30万円、償却資産にあっては**180万円**に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 **平成30年度以後**の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 **平成22年度から令和25年度まで**の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が**平成21年から令和12年まで**の各年である場合に限る。)に

することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令**第48条の9の7の3**において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における**第3項**の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が**土地**にあっては30万円、**家屋にあっては20万円**、償却資産にあっては**150万円**に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 **平成30年度から令和9年度まで**の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 **平成22年度から令和20年度まで**の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が**平成21年から令和7年まで**の各年である場合に限る。)に

は、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲

は、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲

渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 略

渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 略

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区別し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用について、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用について、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用について、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用について、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3の第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の三豊市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築

等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 90 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第2節 小規模保育事業A型 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師<u>(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たって</u>	<u>第13条 削除</u> 第2節 小規模保育事業A型 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

は、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものをいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有するもの(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。))による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

(2)～(5) 略

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第5章 事業所内保育事業

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たって

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

(2)～(5) 略

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第5章 事業所内保育事業

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たって

は、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない

は、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

い。 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附 則 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条～第8条 略 第9条 前2条の規定を適用する時は、<u>保育士</u> _____を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数</u> _____の3分の2以上、置かなければならない。	附 則 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条～第8条 略 第9条 前2条の規定を適用する時は、<u>保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)</u>を、<u>保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

議案第 9 1 号

三豊市文化会館条例の一部改正について

三豊市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市文化会館条例の一部を改正する条例

三豊市文化会館条例（平成22年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前											
別表(第4条関係)										別表(第4条関係)											
1 マーガレットホールの使用料										1 マーガレットホールの使用料											
(単位：円)										(単位：円)											
区分			午前	午後	夜間	全日				区分			午前	午後	夜間	全日					
			1時間 当たり	1時間 当たり	1時間 当たり								1時間 当たり	1時間 当たり	1時間 当たり						
営利を目的としない場合	平日	使用料	4,200	5,300	6,300	60,800				平日	使用料	3,810	4,770	5,720	55,240						
		冷暖房使用料	1,700	2,100	2,500	24,300					冷暖房使用料	1,530	1,910	2,290	22,100						
	休日等	使用料	5,000	6,300	7,600	72,900				休日等		使用料	4,580	5,720	6,860	66,290					
		冷暖房使用料	2,000	2,500	3,000	29,200					冷暖房使用料	1,830	2,290	2,750	26,520						
	営利を目的とする場合	平日	使用料	6,300	7,900	9,400	91,200					平日	使用料	5,720	7,150	8,580	82,860				
			冷暖房使用料	1,700	2,100	2,500	24,300				冷暖房使用料		1,530	1,910	2,290	22,100					
	休日等	使用料	7,600	9,400	11,300	109,400				休日等		使用料	6,860	8,580	10,290	99,430					
		冷暖房使用料	2,000	2,500	3,000	29,200					冷暖房使用料	1,830	2,290	2,750	26,520						
備考 略										備考 略											
2 その他会議室等の使用料										2 その他会議室等の使用料											
(単位：円)										(単位：円)											
区分	使用料		冷暖房使用料	備考							区分	使用料		冷暖房使用料	備考						
	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合										営利を目的としない場合	営利を目的とする場合								
個室楽屋1	100	100	100	1時間当たり							個室楽屋1	100	100	40	1時間当たり						
個室楽屋2	100	100	100								個室楽屋2	100	100	40							
楽屋3	200	200	100								楽屋3	200	200	80							
楽屋4	500	500	200								楽屋4	390	390	160							
イベントホール	1,400	2,100	600							イベントホール	1,150	1,720	460								
マルチメディア研	700	1,000	300							マルチメディア研	580	860	230								

修室1			
マルチメディア研修室2	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>300</u>
クラフト工房	<u>800</u>	<u>1,200</u>	<u>300</u>
調理室	<u>1,200</u>	<u>1,700</u>	<u>500</u>
会議室1	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>300</u>
会議室2	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>300</u>
会議室3	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>200</u>
和室1	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>300</u>
和室2	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>300</u>
マリンスタジオ	<u>1,300</u>	<u>1,900</u>	<u>500</u>
ライトコート	<u>400</u>	<u>600</u>	

備考 略

3 附属設備、器具等の使用料 略

修室1			
マルチメディア研修室2	<u>580</u>	<u>860</u>	<u>230</u>
クラフト工房	<u>670</u>	<u>1,000</u>	<u>270</u>
調理室	<u>960</u>	<u>1,430</u>	<u>390</u>
会議室1	<u>580</u>	<u>860</u>	<u>230</u>
会議室2	<u>580</u>	<u>860</u>	<u>230</u>
会議室3	<u>480</u>	<u>720</u>	<u>200</u>
和室1	<u>580</u>	<u>860</u>	<u>230</u>
和室2	<u>580</u>	<u>860</u>	<u>230</u>

備考 略

3 附属設備、器具等の使用料 略

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 9 2 号

三豊市山本ふれあい公園条例の一部改正について

三豊市山本ふれあい公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市山本ふれあい公園条例の一部を改正する条例

三豊市山本ふれあい公園条例（平成18年三豊市条例第228号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
(設置) 第1条 三豊市(以下「市」という。)が地域住民の健康の増進及び生活文化の振興を図り、もって活力ある地域づくりに貢献するため、ふれあい公園を設置する。 別表(第9条関係) 三豊市山本ふれあい公園使用料 多目的広場 <table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="4">照明施設</td><td>全点灯</td><td>1時間当たり 3,000円</td></tr><tr><td>野球用</td><td>1時間当たり 2,000円</td></tr><tr><td>サッカー用</td><td>1時間当たり 1,500円</td></tr><tr><td>ソフトボール用</td><td>1時間当たり 1,350円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> テニスコート <table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">照明施設</td><td>一般コート</td><td>1時間当たり 250円</td></tr><tr><td>壁打ちコート</td><td>1時間当たり 150円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> ゲートボール場 略 備考 1 「市内」とは利用者が市の区域内に住所を有する者、「市外」とはそれ以外をいう。 2・3 略	略			照明施設	全点灯	1時間当たり 3,000円	野球用	1時間当たり 2,000円	サッカー用	1時間当たり 1,500円	ソフトボール用	1時間当たり 1,350円	略			略			照明施設	一般コート	1時間当たり 250円	壁打ちコート	1時間当たり 150円	略			(設置) 第1条 三豊市_____が地域住民の健康の増進及び生活文化の振興を図り、もって活力ある地域づくりに貢献するため、ふれあい公園を設置する。 別表(第9条関係) 三豊市山本ふれあい公園使用料 多目的広場 <table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="4">照明施設</td><td>全点灯</td><td>2,000円(40分間利用可能)</td></tr><tr><td>野球用</td><td>2,000円(60分間利用可能)</td></tr><tr><td>サッカー用</td><td>2,000円(80分間利用可能)</td></tr><tr><td>ソフトボール用</td><td>2,000円(90分間利用可能)</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> テニスコート <table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">照明施設</td><td>一般コート</td><td>500円(2時間利用可能)</td></tr><tr><td>壁打ちコート</td><td>500円(4時間利用可能)</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> ゲートボール場 略 備考 1 「市内」とは利用者が本市住民____、「市外」とはそれ以外をいう。 2・3 略	略			照明施設	全点灯	2,000円(40分間利用可能)	野球用	2,000円(60分間利用可能)	サッカー用	2,000円(80分間利用可能)	ソフトボール用	2,000円(90分間利用可能)	略			略			照明施設	一般コート	500円(2時間利用可能)	壁打ちコート	500円(4時間利用可能)	略		
略																																																					
照明施設	全点灯	1時間当たり 3,000円																																																			
	野球用	1時間当たり 2,000円																																																			
	サッカー用	1時間当たり 1,500円																																																			
	ソフトボール用	1時間当たり 1,350円																																																			
略																																																					
略																																																					
照明施設	一般コート	1時間当たり 250円																																																			
	壁打ちコート	1時間当たり 150円																																																			
略																																																					
略																																																					
照明施設	全点灯	2,000円(40分間利用可能)																																																			
	野球用	2,000円(60分間利用可能)																																																			
	サッカー用	2,000円(80分間利用可能)																																																			
	ソフトボール用	2,000円(90分間利用可能)																																																			
略																																																					
略																																																					
照明施設	一般コート	500円(2時間利用可能)																																																			
	壁打ちコート	500円(4時間利用可能)																																																			
略																																																					

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。